令和３年度安田町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図り、障害者の就労支援及び自立と社会参加の促進に資するための方針を定めるものとする。

１　適用範囲

この方針は、安田町の全組織における物品等の調達に適用する。

２　対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第２条第４項に定義する施設（「別紙１」のとおり）とする。

３　調達する物品・役務等及びその目標

町が施設等から調達する物品・役務等は「別紙２」または、町が調達可能な物品等であれば対象とし、今年度の調達目標は、前年度の実績額を上回ることを目標とする。

４　調達の実施

施設等からの調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和２２年制令第１６条号）及び町財務規則（昭和４６年規則第３号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮し、施設等と随意契約により契約を締結するものとする。

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号の規定に基づく限度額を超える場合は、同項３号に規定する随意契約の特例制度を活用する。

５　調達の推進方法

（１）町民生活課は、施設等から提供可能な物品等の情報について、各課等へ情報提供を行うとともに、各課等からの問合せ窓口を設置する。

（２）各課等は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注に努める。

（３）施設等への発注に当たっては、施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等、適切な配慮を行う。

６　調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度終了次第速やかに集計し、公表する。

７　担当窓口

本方針の担当窓口は、町民生活課とする。

８　その他

（１）町主催行事等における配慮

町の機関が開催する各種行事、イベント等において、販売・飲食コーナーの設置について公募を行う場合、施設等への情報提供を行う。

（２）業務委託先等における配慮

町と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先（外郭団体）等に対し、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

（３）職員の私的購入等における配慮

職員個人や親睦会等での物品購入等に際しても、施設等からの購入を心がける。

別紙１

対象となる施設等

１　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく施設等
（１）就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）
（２）就労移行支援事業所
（３）生活介護事業所
（４）障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
（５）地域活動支援センター
２　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）に基づく助成を受けている小規模作業所
３　法の政令に基づく事業所
（１）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
（２）重度障害者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
　ア　障害者の雇用者数が５人以上
　イ　障害者の割合が従業員の２０％以上
　ウ　雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30％以上
４　障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

別紙２

調達する物品・役務等

種別	品目	具体例
物品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー)、資源回収・分別 など